

# 第8期（令和3年度～令和5年度） 高齢者福祉計画・介護保険事業計画

## 概要版

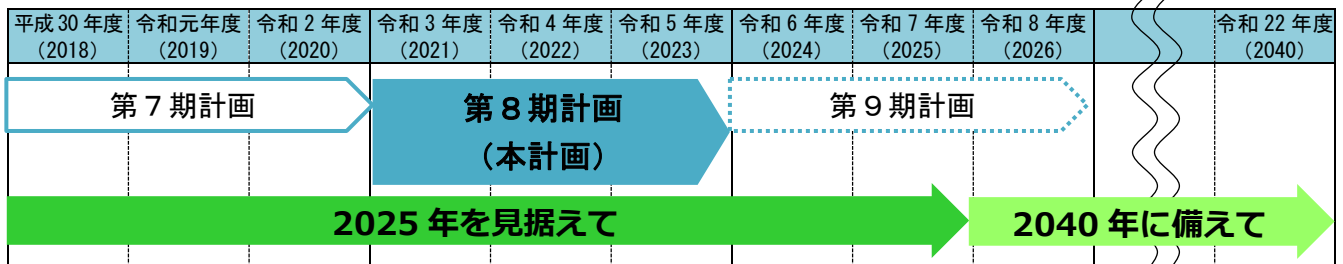
### 1. 計画策定の背景・趣旨

#### 策定の背景

高齢者の介護を社会全体で担い、質の高い介護サービスを提供することを目的として、平成12年度から始まった介護保険制度は、この20年間で社会に不可欠な仕組みとして定着しました。一方で、高齢化の進展に伴う要介護者の増加、それに起因する介護給付費や介護保険料の増加、地域医療と介護の連携、認知症対策など、様々な課題が顕在化してきています。本市では、これまでの関連施策の取組状況やその分析による今後の課題、調査に基づく高齢者の実態や意識などを踏まえた上で、「第8期今治市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し今後3年間の施策の考え方及び目標を定めるものとします。

#### 計画の期間

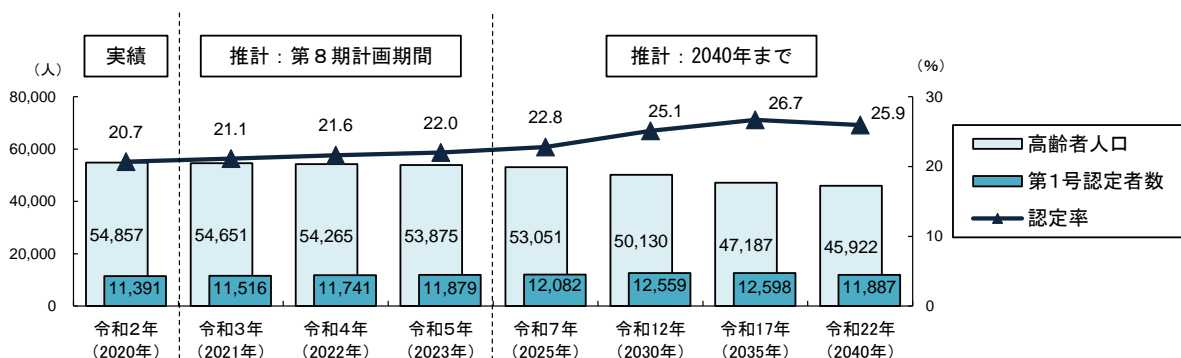
本計画では、計画期間を令和3年度から令和5年度までの3年間とした新たな計画を策定します。なお、団塊の世代が全て75歳以上となる令和7年（2025年）を見据えるとともに、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）に備えて、中長期的な視野に立った計画として策定します。



### 2. 高齢者を取り巻く現状

#### 今治市の高齢者・要介護（要支援）認定者数について

高齢者人口（65歳以上人口）は、令和2年の54,857人から、令和22年（2040年）には45,922人と、緩やかに減少していくと見込まれます。一方、要介護（要支援）認定者数と高齢者に占める認定者の割合は、令和2年から令和17年にかけて増加しており、令和22年には減少に転じると見込まれています。



### 3. 計画の基本的な考え方

#### 基本理念

高齢化が一層進展し、要介護認定者も増加する中、たとえ介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が必要となっています。

また、こうした高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、地域住民と行政などが協働し、公的な体制による支援とあいまって、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することが重要となります。

本市においては、こうした視点を踏まえ、地域や個人、高齢者と若い世代間においても、共におもいやりの心を持って支え合い、価値観や生き方が尊重された自分らしい人生を送ることができる社会を目指して、下記の基本理念のもと、施策を推進します。



おもいやりの心で支え合い、  
安心して健康に暮らせるまち



#### 基本目標

##### 基本目標（1） 介護予防・地域づくりの推進／認知症施策の総合的推進

地域支援事業の着実な推進により、機能回復訓練のような高齢者本人へのアプローチはもとより、これにとどまることなく、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチを行い、地域で暮らし続けるための社会参加（地域住民の主体的な取組）を軸として、すべての高齢者を視野に入れた取組を推進していくことを目指します。

認知症施策については、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪とした施策を推進していきます。

##### 基本目標（2） 地域包括ケアシステムの推進

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことを可能としていくためには、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を推進していくことが必要です。

他のサービス等との連携を含め、今後の人口構造の変化も見据えた適切なサービス提供のあり方を検討します。



##### 基本目標（3） 介護保険制度の円滑な運営・推進

高齢者一人ひとりの生活環境や心身の状況に応じたサービスを市内全域で確保するために、計画的な介護保険サービスの基盤整備を促進するとともに、介護保険サービスの質的向上をめざします。

また、介護保険サービスの質と量を確保するため、介護給付適正化事業を進めるとともに、低所得者や介護サービス事業者への支援を行います。更に、介護現場の持続可能性を確保するため、介護人材の確保を図るための施策を推進します。

## 4. 施策の展開

施策	施策の方向
1 介護予防・生活支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇介護予防事業の機能強化や、住民主体の多様な生活支援サービス提供体制の整備により、要支援者等が介護予防・重度化防止に取り組み、要介護認定率の上昇を最小限に抑えるよう努めます。</li> <li>◇住民主体を基本としつつ、効果的な専門職の関与も得ながら、多様な関係者や事業等と連携し充実を図ります。</li> </ul>
2 健康づくり・社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇第二次今治市健康づくり計画に基づく様々な取組により、関係機関と連携し、健康づくりを推進していきます。</li> <li>◇高齢者が自身の社会経験を活かして、積極的に社会参加ができる体制の整備を引き続き進めていきます。</li> <li>◇介護支援ボランティア事業の周知を図るとともに、シルバー人材センター・今治市社会福祉協議会・老人クラブ等と連携し、高齢者が積極的に社会参加できる体制づくりを推進します。</li> </ul>
3 認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇今治市認知症高齢者等見守りネットワーク事業「いまからネット」を広く市民の方に周知し、認知症高齢者等の支援体制の充実を図ります。また認知症サポーター養成講座等について効果的な取組を図り、認知症についての正しい知識の普及に努めます。</li> <li>◇認知症初期集中支援チームを設置し認知症の早期診断・早期の適切な対応に努めます。</li> <li>◇認知症地域支援推進員を配置し、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ります。</li> </ul>
4 地域包括支援センターの機能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇地域包括支援センターは地域包括ケアシステムを構築・推進していく上で中核的な役割を果たすものであり、現在、市内6か所のセンターで事業の推進を行っています。各圏域における課題や強みを分析・評価していくことで特性を生かした取組が実施できるよう支援を行い、各センターの機能強化を図っていきます。</li> </ul>
5 高齢者の住まいの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇地域生活の基盤となる居住の場について、事業者と連携して民間活力を導入し、高齢者のニーズや状況に合った多様な住まいの確保を図ります。</li> </ul>
6 在宅医療・介護連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇医療機関と介護事業所等の関係者との協働・連携を推進します。</li> <li>◇在宅医療やACP（人生会議）、認知症に関する取組等の普及啓発を通じて、人生最期の選択や看取りについて、考え備えるきっかけづくりを行います。</li> </ul>
7 高齢者を見守る地域の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇地域包括支援センター等において行っている相談業務について周知を図り、気軽に相談できる体制づくりに努めます。</li> <li>◇地域における福祉活動を推進し、地域で高齢者を支える体制の整備を図ります。</li> <li>◇関係者及び地域とのネットワークを強化し、高齢者虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待の防止に向けた取組を推進します。</li> <li>◇家族介護者が地域の中で孤立することなく、また介護をしながら働き続けることができる社会を目指し、介護者の身体的・精神的な負担を軽減できるよう支援に取り組みます。</li> <li>◇在宅介護サービス等の充実を図るとともに、これらのサービスについて市民への普及を図ります。</li> </ul>

## 5. 介護保険事業の推進

### 第8期計画期間における介護サービス基盤整備方針

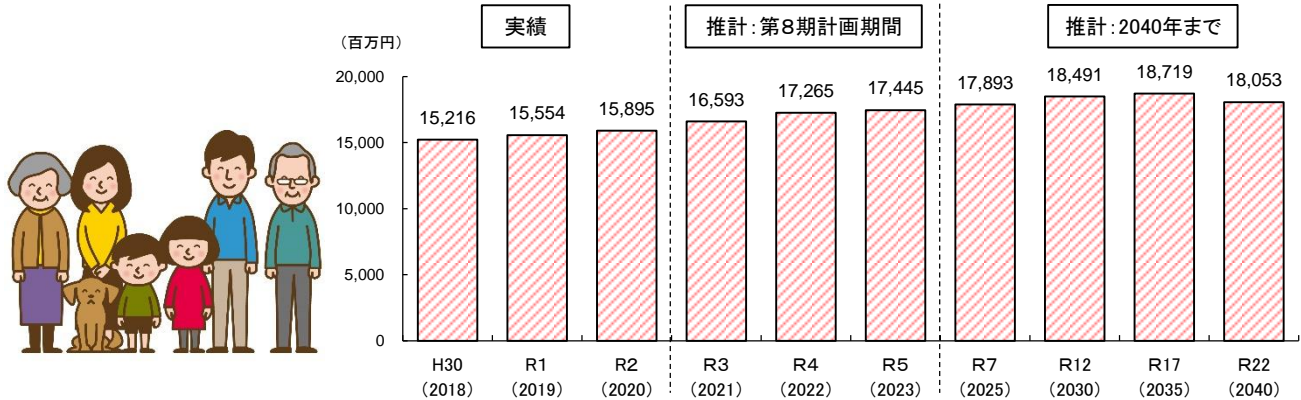
第8期計画期間では、必要最小限の施設整備を図るとともに、在宅サービスを充実させ、在宅生活の限界点を高めていくことが必要と考えます。また、家族介護者の負担を軽減し、介護離職ゼロを目指した基盤整備を進めていきます。

- ①特別養護老人ホームの整備  
(第8期期間中の整備は行わず、在宅サービスの充実を図る)
- ②グループホームの整備(2ユニット定員18名の整備)
- ③定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備  
(各包括単位(市内6か所)に1事業所以上の整備のうち、残る包括単位の整備を目指す)



## 介護給付費の推計

介護（予防）給付にかかる費用は認定者の増加に伴い、今後も右肩上がりで見込みとされていますが、令和17年（2035年）から令和22年（2040年）にかけては減少が予測されています。



## 第8期介護保険料

本市の65歳以上の方の第8期介護保険料は、下記のとおりです。

### ◆◆◆ 第8期計画期間（令和3年度から令和5年度）の所得段階別介護保険料 ◆◆◆

所得段階	対象となる方	基準額	調整率	保険料（年額）
第1段階	○生活保護受給者の方 ○老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ○前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方で世帯全員が住民税非課税の方	73,600円 （年額）  6,137円 （月額）	×0.50	22,100円 （×0.30）
第2段階	世帯全員が住民税非課税 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方		×0.75	36,800円 （×0.50）
第3段階			×0.75	51,600円 （×0.70）
第4段階	本人が住民税非課税で、世帯内に住民税を課税されている方がいる 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方		×0.90	66,300円
第5段階	上記以外の方		×1.00	73,600円
第6段階	本人が住民税課税 前年の合計所得金額が120万円未満の方		×1.20	88,400円
第7段階			×1.30	95,700円
第8段階			×1.50	110,500円
第9段階			×1.70	125,200円

※（ ）内は低所得者保険料軽減強化に伴う調整率

発行年月：令和3年3月

発行：今治市 健康福祉部 高齢介護課

〒794-8511 愛媛県今治市別宮町1丁目4番地1

○認定・給付について 本庁高齢介護課 Tel0898-36-1526 又は各支所住民サービス課

○保険料について 本庁市民税課 Tel0898-36-1510 又は各支所住民サービス課

<http://www.city.imabari.ehime.jp>